

Q&A 申請書、証明書等の作成要領

- Q1. 各種申請書、証明書等の入手方法、作成要領等を教えてください。
- Q2. 専門知識補充のための研修等について教えてください。
- Q3. 実務従事の対象となる中小企業者について教えてください。
- Q4. 実務従事の対象となる業務と、対応する実績証明書について教えてください。
- Q5. 診断助言業務実績証明書等の作成方法等について教えてください。
- Q6. 診断助言業務実績証明書等の証明は、誰がすれば良いか教えてください。
- Q7. (独)国際協力機構(JICA)等からの委託等で行った診断助言業務や窓口相談業務は実務実績となりますか。
- Q8. 診断助言業務実績証明書の受診企業名を匿名にすることはできますか。
- Q9. 海外に進出している中小企業者に対する現地での診断助言業務を実務実績とすることは可能ですか。
- Q10. 海外赴任になりました。期間中、国内で診断助言業務を行うことができませんが猶予措置はありますか。

以下、中小企業診断士は「診断士」という。

Q1. 各種申請書、証明書等の入手方法、作成要領等を教えてください。

A1-1. 登録申請書等各種申請書及び、実務実績証明書等は中小企業庁ホームページの中小企業診断士関連情報からダウンロードし、所要事項を記入してください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/index.html>

A1-2. 申請書は氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。ただし、記載事項欄は基本的にはワードプロセッサの楷書体としてください。

A1-3. 申請書等の自宅住所欄には簡易書留等郵便物を確実に受け取れる日本国内の住所を記入してください。

A1-4. 申請書等のTEL欄には日中連絡の取れる電話番号(携帯電話も可)を記入してください。

A1-5. 職種コード欄には[職種コード表](#)から該当するコード番号を記入してください。

Q2. 専門知識補充のための研修等について教えてください。

A2-1. 以下のいずれかを行ったことが要件となり、実績証明書等は実施機関から発行されます。

A2-2. 独立行政法人(以下「独」という。)中小企業基盤整備機構または、理論政策更新研修機関が行う理論政策(更新)研修を受講し、修了したこと。

・理論政策更新(理論政策)研修修了証明書(様式第15)

なお、同一年に複数回受講される場合は効率的な知識補充となるよう研修内容を確認のうえ受講されることをお勧めします。

A2-3. 理論政策更新研修機関の論文審査に合格したこと。

・論文審査合格書(様式第17)

A2-4. 理論政策更新(理論政策)研修において4時間以上の講師を務め、指導を行ったこと。

・理論政策更新(理論政策)研修指導証明書(様式第16)

Q3. 実務従事の対象となる中小企業者について教えてください。

A3-1. 診断士の実務従事の対象となる中小企業者は、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第5号に規定する者で次の一覧表に示す事業を営む日本の会社及び個人と、中小企業関連法令で定められた団体です。

A3-2. ここにおける会社とは会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定される株式会社、合名会社、合資会社、及び合同会社と特例の有限会社です。

A3-3. 中小企業者一覧表(以下「一覧表」という。)に示す①から⑦の各業種は日本標準産業分類に基づきますので、詳細は以下をご覧ください。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

A3-4. 一覧表に示す、①から⑦の事業を営む個人事業主は、中小企業者に含まれます。

A3-5. 一覧表に示す①のその他の業種には、②から⑦以外の全ての業種が含まれます。

A3-6. 中小企業者一覧表

業 種	資本金の額または、出資の総額(以下「資本金」という。)及び、常時使用する従業員の数(以下「従業員数」という。)
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種(②から⑦までの業種を除く。)	資本金3億円以下または、従業員数300人以下
② 卸売業	資本金1億円以下または、従業員数100人以下
③ サービス業(注)	資本金5千万円以下または、従業員数100人以下
④ 小売業	資本金5千万円以下または、従業員数50人以下
⑤ ゴム製品製造業	資本金3億円以下または、従業員数900人以下
⑥ ソフトウェア業 情報処理サービス業	資本金3億円以下または、従業員数300人以下
⑦ 旅館業	資本金5千万円以下または、従業員数200人以下

⑧ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協同組合、商工組合、商工組合連合会)

⑨ 特別の法律によって設立された組合または、その連合会であって、その直接または、間接の構成員たる事業者の3分の2以上が①から⑦までのいずれかに該当する者であるもの

(注) 会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっている以下の士業法人であって、資本金5千万円以下または、従業員数100人以下のものを含む。

弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく公認会計士法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査法に基づく土地家屋調査法人

なお、以下の法人等は実務従事実績の対象にはなりません。

医療法人、学校法人、社会福祉法人、職業訓練法人、宗教法人、商店会、商工会、商工会議所、各種基金、日本赤十字社、独立行政法人、農業組合法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、中小企業投資育成株式会社、生活協同組合、有限責任事業組合(LLP)、その他協会、機構等特別な法律によって設立された組織(上表⑧及び⑨を除く)は対象外です。

また、これは診断士の普段の活動範囲を制限するものではなく、更新登録等の実務要件の診断助言業務実績の対象範囲を示すものです。

Q4. 実務従事の対象となる業務と、対応する実績証明書等について教えてください。

A4-1. 実務従事の対象となる業務等と、対応する証明書等は以下です。

① 経営の診断助言業務

- ・診断助言業務実績証明書(様式第18)
- ・診断助言業務実績証明書(様式第19)

② 経営に関する窓口相談業務

- ・窓口相談業務従事証明書(様式第20)

- ③ 登録実務補習機関が行う実務補習の受講
・実務補習修了証書(様式第13)

- ④ 登録実務補習機関が行う実務補習の指導
・実務補習指導証明書(様式第14)

- ⑤ 養成課程または、登録養成課程で行う実習の指導
・養成課程(登録養成課程)実習指導証明書(様式第21)

上記①、②の実績証明書の作成に関しては次項Q5. をご参照ください。また、上記③、④、⑤に関する実績証明書は、診断士の要請により各実施機関が発行します。なお、新規登録時の実務要件は上記①から③までが対象で、④、⑤は対象外です。

A4-2. 実務従事の対象となる業務には、以下のようなものがあります。

- ① 診断士が事業として行う中小企業者に対する経営の診断、助言業務

- ② 国(中小企業庁等)の委嘱を受けて行う診断助言業務(例えば、ミラサポ専門家派遣事業による診断助言業務)及び、窓口相談業務(例えば、よろず支援拠点事業による窓口相談業務)

- ③ 都道府県・政令指定市(中小企業支援センター等)の委嘱を受けて行う診断助言業務及び、窓口相談業務

- ④ (独)中小企業基盤整備機構の委嘱を受けて行う診断助言業務及び、窓口相談業務

- ⑤ 中小企業関係団体等(商工会、商工会議所等)の委嘱を受けて行う診断助言業務及び、窓口相談業務

- ⑥ (独)国際協力機構(JICA)等からの委託等を行う中小企業の振興に関する国際協力等のための海外における診断助言業務及び、窓口相談業務

- ⑦ 中小企業に勤務し経営者からの指示で行う自社に対する診断助言業務、ただし所属部門のルーティンワークを除く

- ⑧ 金融機関や大企業等に所属し、取引先等中小企業者に対して行う診断助言業務

A4-3. 経営の診断助言業務とは、有償無償に限らず中小企業者に出向き、直接、経営者等に経営診断助言を行った日数が要件となっています。

従って、1日に2社に対し指導を行っても、1日とカウントしますので、どちらか1社の証明書が有効となります。

また、業務内容については経営の診断、経営に関する助言業務が対象で、単なる調査・分析・資料作成等の業務及び、セミナー講師、執筆活動等はその対象とはなりません。

A4-4. 経営に関する窓口相談業務とは中小企業者の経営者等に対する窓口相談業務を、1日5時間以上行ったことを実績1日とすることができます。

Q5. 診断助言業務実績証明書等の作成方法等について教えてください。

A5-1. 以下の場合は診断助言業務実績証明書(様式第18)を用いて実施機関の当該活動記録に基づき、実施機関の代表者の証明を受けてください。

- ① 公的な機関等から派遣され、中小企業者に対して経営の診断助言を行った場合
- ② 金融機関や大企業等に所属し、取引先等中小企業者に対して経営の診断助言を行った場合

実績証明書作成にあたっては、証明書の実施年月日欄に、登録の有効期間内で最初に診断助言した日を開始日欄に、申請前、最後に診断助言した日を終了日欄に記入し、実施日数の合計を実績日数欄に記入してください。

そして、証明書の余白等に全ての実施日を記入し、実績証明書の証明日が「終了日」以降であることを確認してください。

また、診断助言業務実績証明書(様式第18)を用いて診断士の実績を証明する実施機関においては、診断士の診断助言活動記録を保存対象文書(5年以上)としている必要がありますので、ご確認ください。

なお、金融機関の支店長等は自身の診断助言業務の実績をご自身で証明することはできませんので、様式第19で取引先等から証明を受けてください。

A5-2. 以下の場合は診断助言業務実績証明書(様式第19)を用いて、診断助言先中小企業者の代表者の証明を受けてください。

- ① 診断士が事業として行う中小企業者に対する経営の診断助言業務を行った場合
- ② 勤務先が中小企業者であり、経営者の指示のもと、自社の経営の診断助言を行った場合

実績証明書作成にあたっては、証明書の実施年月日欄に、登録の有効期間内で最初に診断助言した日を開始日欄に、申請前、最後に診断助言した日を終了日欄に記入し、実施日数の合計を実施日数欄に記入してください。

そして、証明書の余白等に全ての実施日を記入し、実績証明書の証明日が「終了日」以降であることを確認してください。

なお、社長が診断士である場合、社長としての自社の経営判断を実務の実績としてカウントすることはできません。

A5-3. 以下の場合は窓口相談業務従事証明書(様式第20)を用いて実施機関の当該活動記録に基づき、実施機関の代表者の証明を受けてください。

国、地方自治体や中小企業支援に関する団体等が実施する中小企業者の経営に関する窓口相談業務を1日5時間以上行った場合

窓口相談業務従事証明書作成にあたっては、証明書の実施年月日欄に、登録の有効期間内で、1日5時間以上の窓口業務について最初の日を開始日欄に、申請前、最後に担当した日を終了日欄に記入し、実施日数の合計を実施日数欄に記入してください。

そして、証明書の余白等に全ての実施日を記入し、業務従事証明書の証明日が「終了日」以降であることを確認してください。また、1日が5時間に満たない時は別紙等に日毎の実施時間を記入してください。

窓口相談業務従事証明書(様式第20)を用いて診断士の実績を証明する実施機関においては、診断士の窓口相談業務記録を保存対象文書(5年以上)としている必要がありますので、ご確認ください。

なお、実施機関の代表者が診断士である場合に、自らが窓口相談業務をしても、実務従事の実績とすることはできません。

Q6. 診断助言業務実績証明書等の証明は、誰がすれば良いか教えてください。

A6-1. 診断助言業務実績証明書(様式第18)を発行する者が、企業等の場合は代表者の代表印(朱印)、公的機関の場合はその長の公印(朱印)による証明としてください。

なお、支店長や所長等が雇用管理の責任者であれば代表者の証明に代えることが出来ませんが、その場合、その職の支店長印、所長印等(朱印)による証明としてください。(社内通用印、個人印、ゴム印(浸透印を含む)は不可です。)

A6-2. 診断助言業務実績証明書(様式第19)を診断助言先中小企業者から発行してもらう場合は、基本的にその企業等の代表者印(朱印)とし、個人事業主の場合は実印、銀行印、または認印(浸透印を含むゴム印を除く)の朱印としてください。

A6-3. 窓口相談業務従事証明書(様式第20)は窓口相談業務実施機関の代表者による証明としてください。

Q7. (独)国際協力機構(JICA)等からの委託等で行った診断助言業務や窓口相談は実務従事実績となりますか。

A7 (独)国際協力機構(JICA)等からの委託等で行った中小企業の振興に関する国際協力等のための海外における診断助言業務及び、窓口相談業務の実績証明書については、日本国内で行った場合と同様に、様式18, 様式20を使用して、全ての実施日を記入し、必ず(独)国際協力機構(JICA)等から取得してください。

Q8. 診断助言業務実績証明書の受診企業名を匿名にすることはできますか。

A8. 診断助言業務実績証明書は実務要件の審査のために使用するもので、他の目的に使用することはありません。守秘義務に係る診断助言内容までの記載を求めていますので原則として受診企業名の記載は必要です。

提出される診断業務実績証明書は、中小企業庁内において、実務要件の審査以外に使用することはありません。一定期間、国で管理した後、他の公文書と同様に適切に処分されるため外部に出ることはありません。また、職員には国家公務員法上、守秘義務がかけられています。

Q9. 海外に進出している中小企業者に対する現地での診断助言業務を実務実績とすることは可能ですか。

A9-1. 実務実績は、原則として日本国内の中小企業者に対する診断助言活動を対象としていますが、診断助言先が日本国内の中小企業者の現地法人であれば、実務実績にカウントすることは可能です。

A9-2. この場合、診断助言先企業が海外進出した日本の中小企業者の現地法人であることを証明する書類(パンフレット、ホームページのコピー等)を診断助言業務実績証明書に添付してください。

なお、海外現地法人が小規模であっても、出資元が日本の中小企業者でない場合は、実績として認められませんのでご注意ください。

Q10. 海外赴任になりました。期間中、国内で診断助言業務を行うことができませんが、猶予措置はありますか。

A10. 猶予措置はありません。

しかし、更新登録の特例として、経営診断業務の休止申請があります。

海外赴任等で中小企業診断士としての活動ができなくなる場合はこの制度をご活用ください。